

新 県 計 画 策 定 基 本 方 針

1 策定の目的

本県を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、県勢の一層の発展を図るため、明日の茨城づくりの指針となるとともに、平成23年度からの県政運営の基本方針となる新県計画を策定する。

2 計画の趣旨

我が国は今、社会経済や環境問題のグローバル化が急速に進展する中で、本格的な人口減少・少子高齢化が進み、大きな時代の変革期を迎えている。

新県計画は、このような時代の潮流を踏まえ、広域交通ネットワークの整備や企業誘致の推進などによる「産業大県」づくりを引き続き進めながら、その成果を活かし、医療、福祉、教育、生活環境などの充実した「生活大県」づくりに取り組み、「人が輝く元気で住みよいいばらき」の実現を目指すものとする。

3 計画の前提となる社会経済情勢

新県計画策定の前提として、茨城を取り巻く社会経済情勢の変化や県の特徴等を十分踏まえ検討するものとする。

(1) 時代の潮流

- ・本格的な人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展
- ・社会経済のグローバル化と交流の拡大
- ・環境・エネルギー問題の深刻化
- ・日常生活への不安と安全・安心志向の高まり
- ・価値観の変化・多様化
- ・地方分権の進展と行政の広域化

(2) 茨城の特性

- ・地域の特性と人口動態
- ・広域交通ネットワークの概成
- ・多様な産業と科学技術の集積

(3) 県民の期待

4 計画の構成

新県計画は、概ね次のような構成をとるものとする。

(1) 基本構想

時代の潮流と茨城の特性等、茨城の将来見通し、茨城づくりの基本方向（基本理念、3つの基本目標）、地域づくりの基本方向、計画推進の基本姿勢

(2) 基本計画

目標の実現に向けて取り組むべき総合的な施策の体系

(3) 重点戦略

より重要性・緊急性の高い課題に対応するため優先的に取り組むプロジェクト

5 計画の目標年度

新県計画は2部構成からなるものとし、目標年度は次のとおりとする。

(1) 基本構想

概ね四半世紀先（2035年頃）を展望した将来見通し

(2) 基本計画・重点戦略

今後5年間（2011～2015）の目標実現に向けた取組

6 計画策定の体制

新県計画は、茨城県総合計画審議会に諮問のうえ策定することとし、次のような体制をとるものとする。

(1) 総合計画審議会の体制

総合計画審議会には、専門的な調査審議を行うための3つの部会と、それらの総合調整及び計画全体の総括審議を行うための部会を設置する。

(2) 庁内の体制

新県計画の策定に当たり、「新県計画策定連絡会議」を設置し、計画内容に関する部局間の相互調整を行うとともに、総合計画審議会各部会における審議資料の作成等を行う。

7 計画の決定

新県計画は、茨城県総合計画審議会からの答申を受け、庁議において決定するものとする。

8 県民等の意見の反映

新県計画の策定に当たっては、次のような方法により、広く市町村の意向や県民等の意見を反映させるものとする。

- ・ 市町村意向調査（ヒアリング）の実施
- ・ 県民等の意見を聴く懇談会の開催
- ・ インターネット等による県民等からの意見募集
- ・ その他、定期的に実施される各種懇談会、調査等の結果の反映

9 策定のスケジュール

総合計画審議会に対する諮問及び同審議会からの答申等の時期は、概ね次のとおりとする。

- ・ 諮 問 平成21年12月15日
- ・ 中間報告 平成22年 8月頃
- ・ 答 申 平成22年12月頃